

事業認定手続
(事業認定庁が
事業の公益性を
判断する手続)

事業認定
の申請

公告・縦覧

審査等
(土地収用法
第20条各号
の事業認定
要件への適
合性を判断)

事業認定
の告示

収用裁決手續
(収用委員会が
補償額等を決定
する手續)

土地収用法における事業認定の申請に伴う諸手続について

起業者(土地の収用を必要とする国等の事業者)が事業認定庁(※)に申請をします。
※ 例えば、国が起業者の場合には国土交通大臣、都道府県が起業者の場合には国土交通省
地方整備局長等、市町村が起業者の場合には都道府県知事が事業認定庁となります。

市町村長により、起業者の名称、事業の種類、起業地
(収用対象となる土地)が公告され、事業認定申請書等
が公告後2週間縦覧されます。(土地収用法第24条)

利害関係人は、公告後2週間の
縦覧期間内に、事業認定庁に
公聴会の開催請求をすることが
できます。(土地収用法第23条、
同法施行規則第4条)

公聴会の開催(公聴会の開催請求があった
場合等)

第三者機関の意見聴取(意見書の提出があつた
場合等)

- 事業認定をしたときは、官報等で告示されます。
- 事業認定に対する異議申立て(事業認定告示の翌
日から3か月以内)、取消訴訟の提起(事業認定があつ
たことを知った日から6か月以内)ができます。
- 事業認定の告示後、起業者が各都道府県の収用
委員会に裁決を申請することにより、収用裁決手續に
移行します。

利害関係人は、公告後2週間の
縦覧期間内に都道府県知事
に意見書を提出することができます。(土地収用法第25条)

意見書には、事業認定に対する
賛否とともに、その理由等を
土地収用法第20条各号が定める
事業認定の要件に照らして、
できるだけ具体的に記載してく
ださい。なお、事業認定の要件
とは関係がない事項、例えば、
起業者の用地交渉時の態度、
補償金に関すること等を意見書
に記載しても、事業認定の審査
において考慮されないことに留
意する必要があります。

